

佐川町「週休2日制モデル工事」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における労働者の待遇改善等、働き方改革を推進するため、現場閉所により4週8休を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」（以下、「モデル工事」という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 佐川町が発注する工事のうち、受注者がモデル工事の実施を希望する工事を対象とする。

2 以下の工事は、制度の対象外とする。

- (1) 請負対象金額（税込み）500万円未満の工事
- (2) 建築工事
- (3) 災害時の応急対応工事（土砂・倒木の撤去工事等）
- (4) 舗装補修工事（特定の対象路線を定めずに発注するもの）
- (5) 公共施設維持修繕委託（特定の対象施設を定めずに発注するもの）
- (6) 1工区当たりの実作業期間が短く、本制度の趣旨になじまないもの
例) 区画線設置工事、交通安全施設整備工事、河川浚渫工事 等

(対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(休工日の確保)

第4条 休工日の確保は、次に掲げる内容とする。

(1) モデル工事

- ア 受注者は、モデル工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。
- イ 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休もモデル工事として認めるものとする。
- ウ 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休もモデル工事として認めるものとする。

(2) 通期の週休2日と月単位の週休2日

ア 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(実施方法)

第5条 発注者は、モデル工事の実施にあたって、特記仕様書にモデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）するものとする。

2 モデル工事の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」（別紙2参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。

3 前号に際しては、「通期の週休2日」または「月単位の週休2日」のどちらかを選択し、併せて協議を行うものとする。

4 受注者は、施工計画書の提出時にモデル工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議するものとする。

5 受注者は、モデル工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。（別紙3参照）

6 受注者は、土日を閉所日とすることを基本とし、対象期間で4週8休となる工程表を作成するものとする。

7 受注者は、第4条第1項（1）イの規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面（電子メールを含む。）で提出するものとする。

8 受注者は、第4条第1項（1）ウの規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面（電子メールを含む。）により発注者に報告するものとする。

9 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。（工事日誌の提出対象工事に限る）

10 受注者は、現場閉所率が確認できる資料（別紙4参照）を作成し、「通期の週休2日」は工事完成後、「月単位の週休2日」は毎月末、発注者に提出するものとする。

11 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。

(経費の負担)

第6条 施工後、現場の閉所状況（通期または月単位）に応じた達成状況を確認し、別紙5に掲げる補正分を増額して契約変更を行うものとする。ただし、工事着手前にモデル工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。

2 対象工事ごとの実施方法については、次のとおりとする。

(1) モデル工事（通期）

対象期間の現場閉所日数の割合（現場閉所率）を確認し、4週8休（28.5%）に満たないものは、経費等の補正を行わない。

(2) モデル工事（月単位）

ア 対象期間において、全ての月で現場閉所日数の割合（現場閉所率）を確認し、4週8休（28.5%）に満たない月がある場合は、月単位の経費等の補正を行わない。ただし、「通期」で達成している場合は、「通期」の比率により契約変更を行うことができる。

イ 曆上の土曜日、日曜日の現場閉所で28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に現場閉所を行った場合に、月単位で週休2日を達成したとみなす。

ウ 対象期間が7日未満の月については、その月の現場閉所日数の割合（現場閉所率）を確認せず対象外とすることができるものとするが、通期で4週8休（28.5%）に満たない場合は、月単位の経費等の補正を行わない。

3 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。

（アンケート調査等）

第7条 発注者がモデル工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

（その他）

第8条 モデル工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。